

第 18 回（仮称）市民活動推進条例検討会 議事録

日時平成 29 年 7 月 15 日（土）13 時 30 分～

場所講堂

次第

- 1 部長あいさつ
- 2 異動職員の紹介
- 3 資料確認
- 4 事務局説明

(1) パブリックコメントについて

6/22 から 7/21 までパブリックコメントを実施中。条例の名称については、前回の検討会でいただいた皆さんのご意見等を受けて、カタカナの「コト」を使うということで進めていたが、庁内で調整し、最終的にはひらがなとした。

パブリックコメントの意見提出状況は現時点では 1 件。

(2) 条例案について

条例案については、現在、法制担当と条文について調整中だが、ひらがなの多さや表現等についての指摘がある。7 月中を目途に条文を固める予定である。

その後、庁内の審査会、幹部職員の会議などを経て、議会に条例案として提出する。

(3) 検討会の動画公開について

検討会の動画は、第 1 回から第 8 回までの検討会の様子を各回 5～6 分ぐらいに短く編集して、検討会の様子を知っていただけるよう市ホームページで公開する予定。

5 議題

議題 1 条例制定に向けた周知について

（事務局）

9 月議会での条例制定に向けて、市民の関心を高めていきたいと考えている。

8 月 19、20 日に鎌倉生涯学習センターで、NPOセンターが市民活動フェスティバルを開催する。条例制定に向けてシンポジウムを開催することになっており、条例検討会からも何名か協力していただくことになっている。この市民活動フェスティバルの機会を活かし、条例の PR をしていきたい。地下ギャラリーで場所を確保していただいたので、検討会の動画をモニターで流す予定だが、他に PR のアイデアやパネル展示の内容などについてご意見をいただきたい。

フェスティバル当日も、来場者に PR するチャンスなので、検討会の中から、ご協力いただける方がいたらお願いしたい。

また、今後の PR についてもご意見いただきたい。

（意見交換）

- ・ パブコメは 2 回目だが、2 回目は意見は多いものか。
- ・（事務局）パブコメを 2 回すること自体が珍しいことである。

- ・ 前回は、皆で考えた大事なことを条例としては少し変わった形を出して賛否割れたが、賛成意見も反対意見もあった。それをタイトルは長いままで条建てに直して、それであり意見が出なかった時はどう解釈したらいいのか。どう直したら認められるのか、前回の案が良かった人はどう思うのか、面白いし、期待も持てる。そういう意味では2回目であることを意識した答え、分析が大事。

パブコメのことは議会でも聞かれると思う。家族や関心のある方には是非意見を出してもらおうよう広げながら賛成の声を集めることも大事だ。今度の議会では条文も指針もできているので、みんなが主張していきたいところを大事にして、理解して下さる人からも応援をもらいたい。

- ・ (事務局) 1回目のパブコメを受け、指針を含めてもう少し議論することになり、2月議会ではなく9月議会にということを進めてきた。6月議会で、再度パブコメを行い、9月議会を目指していきたいという報告をしたところ、前の案が良かった、もっと詳しく書きこんだ方がいいのでは等のご意見があった。今回、皆さんにまとめていただいた条例案は、今までの想いを発信するという部分を活かしながらも、市の責務などを書き込んだ方がいいというご意見を踏まえており、前の案をひっくり返したのではなく、双方のご意見を入れて前の案の良さを崩さずに少し手を加えたという報告した。大きな反対はなかったが、かなり質問が出た。番外からも質問があり、議員の皆さんも関心を持っている。

2回目のパブコメではさらに理解が広がっていったか、ということを含めた分析が必要だと思う。市民活動を推進するための条例は、市民の皆さんの応援があって効果を発する。より多くの人にこの想いを受け止めてもらいたい。その中で指針を充実させ、具体策を含めてより効果のある形で展開していきたい。

- ・ どのような意見があったのか。
- ・ (事務局) 市の責務が書いていなかったがどうなったのかと質問があり、前の案を活かしつつ、市の責務や、市民活動を推進するための委員会の設置を併せて条例に盛り込み、想いと実効性を共存させる形にしたという説明をした。
- ・ 前回はあまりにも変わった条例案だったので、拒否反動的な雰囲気があったのではと思うが、今回はどうか。
- ・ (事務局) 市が市民活動を支援する、あるいは推進していくことに対して、市議会でも非常に関心が高い。条例に否定的な意見というより、こういうことは書き込んであるのか等、踏み込んだ質問をいただいた。

丁寧に6月議会で報告し、パブコメを行い、それから9月議会に出すので、いきなり見たことがないような条例案が出て驚くということは少なくともないと思う。

- ・ 今回のパブコメや議会で、条例で遊んでいるというような意見はあるか。
- ・ (事務局) 遊んでいるというようなことはないが、名称がなぜ長いのか、という質問はあった。
- ・ 行政だけで決めたのではなく、皆さんが考えたというバックボーンがあるので、ちゃんと説明すれば議会もあまり否定的にならないのではないか。

- ・(事務局) 8月の市民活動フェスティバルではどのような内容のPRが良いのかアイデアをいただきたい。
- ・ 長い条例名について、遊んでいると捉えられないように、うまく説明しないと納得してもらえないのではないかな。
- ・ パネルを作るのは市か、それとも検討会か。市側が作るのと市民のグループが作るのと、見る人の受け取り方も違うし、表現の仕方もだいぶ違ってくる。
- ・(事務局) 条例検討会で作っていただけるのであれば、それを展示するのもできる。
- ・ 一番大事なのは、条例は行政だけで作ったのではないということだ。条例を市民が作るのもなかなか稀なことだ。行政が作ったものと市民と一緒に作ったものでは違ってくる。
- ・ 条例名が長いところに通じるが、条例にどのような思いが込められているのかが丁寧に伝えられると良い。皆さんからよく出ていた意見として、今まで参加したことがない人が少しでも自分で足を踏み出してやってみようと思ってくれたらいいということだった。この条例ができたことでこういうことが起こるといいなとか、こういうことが広まるといいな、ということを具体的に示して、それを見た人が、これなら自分でもできる、ということがわかるようなものがあると思う。
- ・ 皆さんが、ご家族に説明するようつもりで書いた方がいい。
- ・ 市民活動フェスティバルは、毎回どれくらいの人があるのか。
- ・(事務局) 去年は他のイベントと重なり、あまり多くなかった。市内の市民活動団体が集合して、すごく多いときもある。NPOセンターがオープンしてからずっと続いているので、参加されている方は熱心に取り組まれている。
- ・ 市民活動をされている方で、協働などの知識のある人が来ることを踏まえて、パブコメなどで指摘されたことのFAQのようにすれば、その人たちには伝わると思う。その後のPRは、市民活動を知らない人にPRしていくといい。
- ・ ギャラリーの参加は団体が多いが、シンポジウムには色々な方が来る。ホールでも1階の外でも催し物をやるので一般の人もある。
- ・(事務局) 元々、違う分野の団体が交流する機会を増やすということでスタートしたが、それ以外の方にも広めていこうということになり、だんだん規模が大きくなってきた。
- ・ シンポジウムはどういう形で行うのか。検討会からも出るのか。
- ・(事務局) NPOセンターから市民活動推進条例のシンポジウムをしたらどうかという話があり、検討会の何名かの方に参加をお願いした。
- ・ シンポジウムは内容がまだ確定していない。条例について講演する人が決まらないので、ワークショップを提案したが、ホールなので難しいと言われた。
- ・ どういうシンポジウムにするかはNPOセンターで決めるとすると、誰が来るかわからないということか。
- ・ パネリストは検討会から出る。パネルディスカッションと基調講演だが、基調講演が決まらない。
- ・ シンポジウムが最初のPRだから、それが決まらなければ意見を言えない。
- ・(事務局) 講演者の案をいただけたら、市から提案することもできる。検討会で議論している内容をより伝えるための案をいただければ、市からNPOセンターと交渉したい。

- ・ 市民活動センター主催だが、市民活動センターとこの条例の関係がよくわからない。
- ・ (事務局) NPOセンターも応援してくれているので企画を上手くまとめたい。NPOセンターは条例検討会に関する情報がないので、こちらから情報提供をしていく。
- ・ NPOセンターの初期にいた方から、その辺りを話していただけるのは大切だ。昔があって今がある。市民がこれだけやってきたのだ、行政がやったのではないとパネリストの次長から話してもらえばいい。
- ・ 一方で、今日の議題はまさに条例制定に向けたPRで、フェスティバルだけではない。この先2年ぐらいどう動いていくのかを共有することだ。条例が議会を通り、指針を決めて動き出す。市は何から動かそうとしているのか、センターはどう変わるのかなどを見据えて、キックオフとして今回のフェスティバルがある。

今回の条例は、今まで関心がなかった市民の皆さんが主役になったり、活動の経験がある人たちがNPOの仲間になったり、行政職員がさらに高い意識を持って市民と一緒に取り組むというような、ベテランの市民活動グループだけでなく多くの市民が関われる可能性を持っている部分が大いはいはずだ。

指針の検討の時に、色々な人たちの理解を得ていかなければ、という話になった。例えば議員の皆さんと、行政だけでなく、検討会が意見交換をして理解を得る。NPOセンターからもどのように変わって欲しいのか聞いておく。市民活動に関心のない市民のグループに、フェスティバルで市民活動をしてきた人たちが、条例ができることを伝えていく。逆に、参加者、グループからの声を集めていく。職員の皆さんにも説明すれば協働を進めていくきっかけになる。

行政の制度として動かしていくのは簡単だが、関心度という意味では、そのままでは広がらないと思う。

この半年は予告として一番いいタイミングだと思う。色々な人に聞くことで広報もできて関心も高まり、要望も入ってくるので、自分のこととなる。自分事にしていくための仕掛けとして、投げかけだけでなく受け止めることも含めたPRであるべきと思う。

Hこの条例は市民の末端まで説明する意気込みでやらなければならない。パブリックコメントは不特定多数の人たちだが、最初は、自治町内会単位とかで説明したりしていかないと本当のPRにならない。どのような順序で、どのような話を誰がするかということを、この検討会で決めて、パフォーマンスしていかなければならない。

- ・ 例えば町内会、自治会は、協働や市民活動などの活動体の一つになっている。横須賀市では、団地の中のグループが高齢者を助けるような取組を自主的に行っている。そのように皆さんも色々な分野で参加する機会があり得る、自分たちも関係あるのだと思ってもらうことが大事だ。

それでは自治会は、どのような活動に条例を活かして、これからどのようなことができるのか、他の自治体の例や、助け合いの例、自分を当てはめられることが書いてある指南書のような、リーフレットやPRのための方法があるとよい。

- ・ (事務局) 検討会の皆さんを中心に、色々な方が条例の宣伝部長として地域に条例を広めていくような取組をしていけるといい。

条例は基本的に最低限のことしか書き込まず、具体的なことは指針にまとめてきた。指針を解説付き指針のようにまとめているので、そういったもので、ここにいる方を中心に色々な方が、色々な地域で、条例や指針の説明ができるような形で伝えていければ。

- ・ 市民活動は明治の昔から活発であったが、条例ができなかったという問題と、条例ができたらどのようなメリットがあるのか、その説明が難しいと思う。推進するために、こういう施策をしますと、条例の中に具体的に何も書いていない。説明する時に、メリットがあるかないかがわからないと市民の方が納得しない。
 - ・ (事務局) それは、これまでの議論の中で、指針に入れていこうということになった。指針の中で、条例ができてどう変わるのか、どのようなメリット、実効性があるのか説明したい。
 - ・ NPOセンターで協働事業の推進をする中で、市へ条例を早く作って下さいと前々から言ってきたが、ようやくこれで形が整った。市民はどんどん動いているが動いてないのは職員だ。厳しいかもしれないが、市民へのPRというよりも職員へのPRを今後徹底しないと、お互いが行き違える気がする。
- 次条例化することによって、地域のつながり推進課だけのルールではなく、鎌倉市役所全体のルールになるので、鎌倉市全体のテーマ、課題として捉えて進めて行くことが位置づけられることになる。
- ・ もともと、市民も条例によって動きやすくなるが、市の職員も動きやすくなるようなものにしようということだった。それがうまく表現できればいい。
 - ・ メリットは両方なくてはいけない。フェスティバルまで間に合うかどうか。皆さんの議事録を拝見していても周りにどう説明すればいいのか、考え込むことがある。
 - ・ (事務局) 指針の中で基本的な考え方や活動推進に関する方針、協働を進める上での方針などをきちんと整理して説明できるようにしておかなければ、条例だけでは思いは伝わっても具体的に何が変わるのかわからない。常にセットで活用していくようになる。
 - ・ 指針を見ると、「市民や市職員の行動を後押しし」と書いてあるので、ここの共通認識を持った上でもう一度PRを考えると、アイデアも膨らんでくるのではないかな。
 - ・ 指針で何が変わるのか、何が動くのか、市民の関心事はシフトチェンジしている。
 - ・ この後、委員会を設けることになる。まだここでは整っていないことも、条例の改正から何から委員会で検討するようになるが、委員会の役割をどう捉えたらいいのか。
 - ・ (事務局) 素案の中では、条例は基本的には頻繁に見直しをするものではないが、具体策である指針に関する見直しは新しい委員会で検討する、と位置付けている。この指針をどう動かして行くかを議論する場になる。
 - ・ 普通は、条例は行政の中で動かしていく根拠になるので、責任は市のそれぞれの部署になるが、この条例は、市民がどう動いていくかを支える条例なので、市民側の動きにマッチしているか、行政が考えた施策の足りないところなどを市民目線でチェックする。この条例は他の条例より、市民的な目線、市民と行政と両方の状態を公平かつバランスよくチェックできなければならない。そのチェックを入れるのが、第三者的な委員会になる。この委員会は、バランスのいい、客観的に事業評価もきちんとでき、何が必要かを分析できる知識経験集団であるべきだと思う。

この委員会は形としては諮問機関でも、事実上は自主的に「行政、何をやっているのだ」と言っていくような特殊な形にならないといけないと思う。市民と行政を取り巻く環境が緊密な状態になっている。お互いの動きが良い形で進んでいくように応援していけるようにならなければ。

- ・（事務局）国でも県でも制度を作っても実際に現場で動かないという話があるが、今回は市民感覚や現場の声を入れることで、実際に現場に反映できるように動かしていくための委員会なので、きちんと現場に反映できるような仕組みにしていきたい。
- ・ 指針の話をした上で、先ほどのPRの話に戻りたい。こちらからもシンポジウムの内容を提案した方がNPOセンターもやりやすいのでは。最初に指針の話をして、市民のメリット、職員のメリットがわかるようなものにできればいいと思う。
- ・ 市の計画であれば、広報をして市が地域で説明会を開くとか、市の施策について関心のある人に出前講座で市の職員が説明をしたりする。この条例を、NPOセンターが主になっていれば、NPOセンターが説明しに行けるが、この検討会はどこにも母体がない組織なのでなかなか難しい。市の説明会に私たちが行っても市も責任は持てないだろうし、私たちもそこまではできない。
- ・ 条例はまだできていないので、条例ができます、こんな方向で動いています、という説明会になるのでは。
- ・ NPOセンターに委託している中で、PR、普及啓発や出前講座の実施などを仕様書に入れれば、行政としては問題なくできると思う。そういうリクエストも含めて、ここで出した方がいいのではないか。
- ・ 条例制定の最終目的は色々な人が市民活動に関わることで、条例制定そのものではない。今ここで話すのは、条例をPRすることか、条例制定をPRすることか。
今まで市民活動に関わっていない人に、条例ができたと話しても「そうですか。」で終わりだと思う。NPOに関わっている人たちは、条例ができたなら伝わっていくのではないか。それなら、その人たちを後押しする仕組みやルールを作っておけばいいのであって、その人たちが何かしたい時に、土台となるプラットフォームになればいい。条例そのものが必ずしも周知されている必要はない。どちらかと言うと、最終目的は市民で、今まで市民活動をしていなかった方にどうアピールしていくかに注力したほうが鎌倉全体のためになる。
- ・ こう動ける、こういうことをやっていいのだと予告をしていいと思う。
- ・ NPOの人たちで、今まで条例がなかったためにできなかったことがあるなら、それができるようになるということだ。
- ・ バックボーンの条例ができることで、NPOが自信を持って活動ができるようになる。市役所に対しても「きちんと協力をして欲しい」と言えて、行政側も引っ張り出せるようになるはずだ。

既に活動している人たちに関しては、支援策など指針の中でそれぞれのグループにメリットがあることを伝えてアピールしていかななくてはならない。あまり関心のなかった市民の皆さんには、防災の話や高齢化によるサービス低下にどう対応していくかなど、自分たちの生活を守るための策を伝えていく。それから、鎌倉市民の活動や市外の例に

ついて、条例ができてからの動きや結果の事例を紹介してあげて、活動の士気を高め、こうした活動が皆のためになるならすぐいいよねという再確認をする。

それと、市側と協働で進めている事例を上手く周知しなくてはならない。協働事業がたくさんされているにも関わらず、それを知らない市民の方は多い。

市民活動が盛んなまちだと何となくみんなが知っていることを改めてしっかりと伝えて、一市民が主役になれるような機会をつくれる条例だ。何の条例かをきちんと説明して、良い事例も紹介して、気運を盛り上げていきたい。

- ・ 事例の紹介は指針の中に入れるのか。
- ・ 指針だけでなく、フェスティバルでそういうものを用意しておいて、ゼロ意識の市民に対して、自分たちの周りの人たちや一人暮らしのお年寄りをお年寄りを地震の時にどうしたらいいか、ということをもみんなで事前に考えておくことをサポートし、そこに少し予算がつくというようなイメージである。
- ・ 展示については、協働事業について市民活動センター側で事例を用意している。
- ・ 市民活動センター側で出すものに条例検討会から足していくなど連携できるはずだから調整して一緒にやるべきところだ。主催が活動センターなので、連携しないとまったくないことになる。
- ・ 今までは協働していても大きな動きもなく定着もしなかった。条例ができたならこういう可能性があるかと具体的に伝えたい。私は、自分の例だったら挙げられる。
- ・ そういう事例を集めたらいい。
- ・ そういうことであれば周知できるし、聞く側もすごく熱心に聞いてくれる。身近に感じてくれる。
- ・ 今回、まさに他人事だったことが、自分事として見られるかどうかだ。子育てを終えたお母さんたちに、子育てに悩んでいる若いお母さんたちのサポートができると教えてあげると、ぜひ活動したいという方は多い。そういう人たちが役に立てるきっかけになればいい。
- ・ 先日、ある集まりで今まで私がやってきた活動をお話ししたら、応援したいと言って下さる方がたくさんいた。そういう活動をしている人はどこにいるのかと尋ねられた。応援したい人はいるのに、応援の対象となる活動している人が見えない状況にある。
- ・ センター機能で、活動しようとしている人たちの事例を集めて紹介しますと書いてあるように、まさにそういうことでわかるようになる。
- ・ これまではバラバラだったことが、条例ができることによってマッチングみたいなことができるようになると伝えると好意的に興味を持ってくれるようになる。
- ・ (事務局) その具体的なことは100人いれば100通りある。100通りを集めて、1つ1つ具体化することが、この条例を作る一番の目的だ。

NPOセンターを作る時に、市の姿勢が一番に問われ、NPOセンターの条例には、市の意思表明を初めにきちんと書きなさいと言われた。自治法が改正されて変わってしまったが、センターを作る運営会議が色々な団体の代表者の集まりだったので、その方たちと連携してセンターを運営するという条例にした。

市が市民活動に対してきちんと向き合い、市民活動推進と協働推進に取り組むことを改めてきちんと条例の中で位置付けて意思表示をしていくことは非常に重要なことである。その中で、今言われているような、個々の部分がどう変わるのかということをも明らかにしていけないといけない。

- 細かい事ではなく、最初は大きなことでいいと思う。そこにたくさん夢を示せば、面白そうだなと思ってくれる人がいる。同時に、職員かNPOセンターなのかはわからないが、それをやりたいと思った人を受け止めるための対策が必要である。そういうPRも半年間ぐらいかけてしっかり戦略を立てていかないと、いざ条例を作ったはいいが、市役所の体制は何も変わらないとなってしまうと作った意味が無くなってしまう。
- 例えば、「わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して起こした行動」の例をパネルで写真つきで掲示してはどうか。それに加えて、パネルを見に来た人が「わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して起こしたい行動」を自由に書き込めるようにして書き足していくような形でリサーチして、思いや行動を共有できるようにしたらどうか。フェスティバルに来る人は思いがある人たちなので、その事例は増えていくだろう。その後、その例を他の市民に返していくと、よい土壌ができる。市は事例を集めた時に、今度はこの条例でこういうことをやってみたい人と情報を集めます、初動でやってみたい団体に補助金が出ますなど、施策として具体的にどう市が支えていく仕組みになっているのかを表すパネルをベースにした提示をすると分かりやすいと思う。生の声を集めて、やってみたい事はこういうことだとか、これをやっていいのだというパネルの方がいい。
- ギャラリーとホールが分断されるのはもったいないと思う。ホールなら音響設備が使えるので、ビデオメッセージを流したらどうか。メッセージとしては例えばこんなことをやりたいとか、指針のこの項目が私はとても助かる、センターの職員であればこの条例によって動きやすくなるとか、市役所職員も出やすくなるとか。30秒から1分程度のビデオコメントにしてはいかがか。少しだけ覗いてみようという方にビデオコメントを見て頂いて、その帰りにパネルを見てもらって全体の概要を伝えたらいいのではないか。ホールは大きく、舞台以外は座席で来場者は前に向かって座る形となるはず。基調講演もいいが、先生が決まらないのなら、みんなが主役となるように、例えば、30分で1回のを3回流すなどはどうか。
- 自分の団体の活動でホールの2番目の催しに出るが、そこでは15分くらいの色々な団体の映像を撮っている。自分たちが撮られていれば見に来てくれるだろう。このチラシ1つだけで一般市民は来てくれるだろうか。基調講演の講師の名も載っていないチラシを見ても多分来てはくれない。映像に自分やお子さんが出ていれば人は来てくれる。夏休みなので、間に合うかわからないが、中学生・高校生・大学生の夏休みの研究課題になり得るような感じはどうか。鯖江市にはJK委員会があるが、例えばどこかの女子高生に、わからないなりにトークしてもらってコーナーを設けたらどうか。それをきっかけにして、私と同じようにわからない人たちが講演会にもいるのだからと共感して、応援しようとして来てくれる人も出てくると思う。いい意味で緩いイメージで、取り敢えず広

く色々な人に伝える方法をとりたい。条例が公になる最初のイベントとなると思うので、半分は楽しみも入るような形がよい。ふざけている訳ではなく、わからないなりにわからない事を楽しもうという敷居の低いポジティブなイメージで集まる人がいてもいいと思う。

- ・ 条例の解説をしてもおもしろくない。
 - ・ (事務局) 具体的な活動を映像として流すのはいかがか。
 - ・ 短い時間で、どれだけ指針を読み取っていただけるかという問題もある。条例が通るのかわからないのに、条文を一言一句出されても困るだろう。最初の条例案のような口語体にして出して、中学生に読んでもらってもいいと思う。それを聞いた人がこんなことも出来るのかとイメージできるような方法を取れないだろうか。できれば市の職員にもビデオメッセージでもなんでもいいので出ていただきたい
 - ・ このままでは誰も来ない。昨日、別の集まりでこのチラシを見せたら、開放的な集まりだったのもあって「条例の話なんてつまらない。こんなの絶対に行かない。」などと言われてしまった。私も参加していると言ったら謝られたが。現状の評価はこんな感じだ。シンポジウムだけの面白いチラシがあれば来るかもしれない。
 - ・ 確かに、地下にはこのチラシの絵の雰囲気があるが、皆さんなかなかホールには来てくれないと聞く。具体的な活動の映像が流れれば、その活動をしている方の思いを分かってもらえるし、利用者の関係者とかも見に来てくれるかもしれない。
 - ・ 誰も来ないのではないかと不安だが、何とか来てもらえるよう努力したい。
 - ・ そもそも、今から一か月で市民活動にあまり興味のない人を呼ぶことができるのであれば条例はいらない。フェスティバルに関しては、既に活動している方にどう条例をわかしてもらうかに絞った方が、効果が出ると思う。どういうものか考えたが、今ある不満を吸い上げる会になるといいのではないか。この条例ではなく、指針で具体的にやっていきますというように、指針をある程度自由に改訂できるようにしたのが肝だと思う。今、不満があるならその不満をどう指針を変えてどう施策をやれば解決できるかというのを、例えば条例を制定した側が答えるとか、両者が一緒に考えるとかなれば、いい会になる気がする。
 - ・ ワークショップにちょっと近い形式だが、確かに効果的だと思う。
 - ・ それならばホールでも可能だろう。
 - ・ 私たちの活動でもそのように使っているので可能だと思う。
 - ・ 意見交換会はできると思う。客席にマイクを回しながら意見を言ってもらって、書き込んでいけばいい。それを 30 分ぐらいやる。
 - ・ そうすると、意見の言いたい人は参加してくれる。
 - ・ NPO センターから、「指針を作る過程の 1 番温度の高い時に議題を挙げられる」と声をかければけっこう来るのでは。一緒に考えるぐらいならば参加のハードルも下がると思う。ちょっと寄って文句を言って帰るみたいな気軽さにはできる。
- 今、NPO とか市民活動をしている中で上手くいっていないところや課題と感じるところを言って、その課題が条例・指針によってどう変わるか教えてもらえる、もしくは

一緒に考えてもらえる、それが難しければ、次回での議題として取り上げてもらえるような会にしたい。

- ・ 「みんなで動くための指針を作ろう」という感じでいいか。意見を言ってもらい解決に向けた議論をしながら、検討会に意見を持って来て反映させてもいい。
- ・ フェスティバルは各団体が展示をする。団体は展示の傍に立って、来場者に説明するので、展示コーナーには人がいて、来場者や他の団体と交流する場となっている。わざわざホールまで来るのは、相当客引きをしないと難しい。私もホールではなく、会場でもシンポジウムのことをよくやるが、関係者以外は誰もいない。
- ・ パネル展示の前に、インタビューして回るというのはどうか。
- ・ 初日の朝からなので、みんな展示を終えて来てくれるだろうか。
- ・ みんな自分の会のPRが目的で来ている。
- ・ 誰も来なかったとしてもそれはそれで話題になる。
- ・ 8月の条例検討会として拡大版でヒアリングをやればいいのか。指針の話をしてからまた話をしましょう。

議題2 指針素案について

(事務局説明)

今回お配りした指針案は、前回の指針案から項目は変わらないが、項目ごとの説明部分を「解説」とした。解説は、もともと指針にあった内容をまとめて、説明が足りなかったところは新たに加えたもの。前回、指針に掲載していた協働に向けた図についてはもう少し整理が必要だと考え、今回の指針案からは除いた。「施策」については、詳しい説明を加え、そこから考えられる具体的な事業を箇条書きにした。

(意見交換)

- ・ パッと見て気になるところが二つある。

まず、はじめに出てくるごみのないまちの事例について、仮置きかもしれないが、今回の条例の想いとかが伝わりにくい事例で、既存のまちづくり条例に近いものになっている。それより、検討委員が実際にやってきたような事例を挙げて、もっとこの条例が伝わりやすい具体的な内容の方がいいと思う。

それから、「まちづくり」という言葉だが、この条例、指針の中で「まちづくり」という言葉で片づけてしまうと、逆にニュアンスが伝わりにくくなる。既存のまちづくり条例と混同されそうなので、できれば違う言葉を使ってほしい。

- ・ (事務局) 庁内からも既存のまちづくりと整理して欲しいという意見があった。これまで代わりに「まちをつくる」という言い方をしているが、全て「まちをつくる」に言い換えるか、他にもっといい表現があるか、その辺りも意見をいただきたい。
- ・ まちづくりをしていると思ってやっている方は少ないのではないかと思う。ニュアンスが近い言葉の方がいいかと思う。
- ・ 確かに、子育て世代の若いお母さんたちをおばあちゃん世代がサポートするというのは「まちづくり」とは違うように思う。
- ・ 身近な困り事を解決するための行動というところが伝わるいいフレーズがないか。

- ・(事務局) 条例の中の「このまちをつくっていく主人公としての誇りを持って」などの表現を試みるのはどうか。
- ・ 公共公益性のある行動の例を出した時に、まちづくりのほかに子育て支援や防災などの色々なメニューを出していけるといい。その中に、自分の興味の持てるものがあるということを知ってもらう。そのような基礎理解から市民の関心を惹かないとなかなか自分事にならない。私たちも網羅的にわかっていない事もあるので事例をたくさん出すべきだ。
- ・ 結果としてまちができるのであって、まちを作ることが目的ではない。行動、活動することが目的の条例だ。市民が個々の課題に対して行動している結果としてまち全体が良くなる。うまくその表現をしなくてはいけない。
- ・ この条例ができることで変わるという事例については、いくつか挙げた方がいい。
- ・ 抽象的、総論的な話では読んでもわからない。こういう取り組みをやってみたいと思った人に対してサポートできる仕組みだ、という具体策から入った方がいい。
指針だが、具体的な施策の比率が指針の半分ぐらいを占めていて、結構な量だ。今条例が施行されても、全部一度に動かないのでは。
- ・(事務局) 予算が伴わないので一度には難しい。
- ・ 施策の中でまずはここから動き出すというリアルリティがあると安心だ。市民から「ここから始めて欲しい」という声が出てもいい。既にやっていて継続のもの、条例ができたらずぐ開始するもの、少し先に取り組むもの、などの色分けがあるといい。約束ではなくても、検討会の中で市がどう考えているか共有できたほうがいい。市民にどう説明すればいいか考えた時に、おそらく同時に始めるのは無理なので、どれくらい準備が進んでいるか伝える必要だと思う。
- ・(事務局) 市で一方向的に予算を付けて決めるのではなく、附属機関の委員会の意見を聞いて具体的な実施方法を決めていく。現場の実情に合わせた意見をいただきながら、どこからできるのか、何の優先度が高いのかを議論しながら取り組んでいきたい。
- ・ 以前、事務局が提案公募型の準備をしていると言っていたが。
- ・ 団体の調査をするとも言っていたはずだ。
- ・ どういう風に進むのかというイメージを検討会も持つておく必要がある。基礎固めの調査から入り、今やっている既存の事業を少し改善しながら進める。少しずつ動き出しているというスピード感を見せた方がいい。
- ・(事務局) 既にやっているものについては分かるように記載する。
- ・ 財政的支援では、ふるさと寄付金のメニューにもう組み込まれているのか。
- ・(事務局) まだ寄付金は組み込まれていない。
- ・ 他市の例では、ふるさと寄附金に「市民活動推進に関わる」という項目があるが、写真を変えたら応募が何通か来たようだ。PRの仕方が難しい。
- ・ 事業を協働でやりたいと市民が思っても発信しないと、なかなか予算がつかないと聞く。例えば、ある団体が行っている協働事業を、ステップアップさせる提案をしたいときに、どこにどう提案して進めたらいいのか。新しくできる委員会なのか。
条例、指針ができれば注目されるので、15年取り組んできて一向に進まない事例が条例をきっかけにして進んだ、というように、1つでも具体的に見えるといい。一般の市民

が、条例を使って何かしようとしたら、どこにどうアクションしたらいいのか。この会議に出席していても、自分の活動を指針でどう活かしていけるのか今の自分にはわからない。市民活動をされている方が、自分たちの活動をもう少し公共的なものにして、意見としてまとめて提出すると、協働のテーブルに載るといようなビジョンが見えると、皆さんがこの条例ができることに対して希望を持ってくれると思う。

- ・(事務局) 新規協働事業を市民側が提案した時にマッチングできないかということならば、地域のつながり推進課で年に1度協働事業を募集しているので対応できないか。
- ・ もっと金額の大きい事業をしたい。
- ・ おそらく今後も同じような事例が出てくるだろう。
- ・ 30万円以下ではイベントぐらいしかできない。市がやるべきことを、市だとなかなか上手くいかないのが協働で行うならば、道筋が見えないと全く他人事に思えてしまうのではないか。
- ・ ある程度、市民活動・協働推進委員会でカバーできないか。
- ・ 条例第6条の2項で「次に掲げる事項を調査審議するものとする」の中に指針に関して記載がある。具体的な市の行う施策などに関する事項は、これで読めるのか。
- ・(事務局) 計画全体ではなく、個別の具体的な事業についても審議していくような附属機関があるといいということか。
- ・ もう少し市がやっていることに対しても、それが良い方向なのか、或いは改善できる余地があるのではないかとこのように、市の施策へ直接に反映できるといいと思う。
- ・ 1項の「第2条の基本理念に基づく活動の推進に関する事項」で相当広く読み取れるようになっているので、おそらくこれで大丈夫だと思う。
- ・ 協働事業でも揉めたりすることがあるが、そういう時のある程度の受け皿にもなるというのだが。
- ・ 財成支援について、今の協働提案制度や寄付を集める支援などがいろいろ書かれてあるが、そういうところで済ましてしまうつもりなのか。それとも、1000万、2000万の規模の事業を市民団体が考えた場合にどうしていくのか。鯖江市などはどうだったのだろうか。
- ・ 鯖江市は市側がこういう事業をやってみないかと公募をかけて、それに対して応えている。市側が積極的に事業として委託という形で出していければいいと思う。
- ・ 今回の条例では事業者という言葉全てを省いてしまったが、事業者を巻き込まないといけない事業もあるかもしれない。お金の問題も含めて、解決する場合もある。今回、事業者を抜いた意図は何なのか。
- ・ 事業者は営利目的なのは。
- ・ 「市民活動団体等と市など、2つ以上の主体が互いに対等であることを認識し」と言う「等」の中に事業者が取り入れてられているのではないか。
- ・(事務局) メインは市民活動団体と市の協働だが、列挙をしていないだけでそれ以外も全て含めている。
- ・ ある段階までは事業者という言葉も随分入っていた。他市の条文では、ほとんどの場合事業者という言葉が必ず組み込まれている。今回、鎌倉市は省いていることに何か意図があるのか。

鯖江市のように、ただのボランティア団体だけではできない事業もある。市民的な活動を事業者がやりたいといった時に、事業者を巻き込めるか巻き込めないか。事業者が私たちの仕事の範疇ではないと最初からそっぽを向いている可能性がある。事業者を巻き込むのならば、商工会議所だとかに話を持ち込んでみてはどうか。

- ・ 指針ではかなり書いている。ステークホルダーの中に「市民と事業者」とあり、外すという意図ではない。
- ・ (事務局) 外している訳ではなく、逆にありとあらゆるものが入る可能性があるということだ。構成する人は全て関わっているという前提で条文を整理しており、それを細かくしているのが指針である。
- ・ それについて過去に検討会で議論したと思う。
- ・ 事業者を巻き込んだ場合、事業者のメリットは何か。我々がボランティアでやっている限りは非営利であるが、利益を出さなければ事業者が市民活動を行っても構わないのか。利益が出ないのだから、税制面などでこういう事業に対して携わった事業者に対するメリットを行政として施策で出せるか出せないのか。
- ・ (事務局) 税の減免や軽減というのは、別の施策でも色々な形で展開している。例えば、特定の業種が市内で新たな事業所作ったり、事業所を増やしたりした場合に一定期間は税を軽減できるというものがある。
- ・ 協働事業に参画した場合に、そういうものが新たに項目として入れられるのか。
- ・ (事務局) アウトプットをどうするかはきちんと組み立てて議論していく必要がある。
- ・ ボランティアでも誰でも、実費が必要だ。協働事業にしても何にしても、活動を行うのに必要なお金がある。誰が負担するのか。1000万の事業をやりたい時に、利益を除いて実費で1000万の事業費が必要だ。
- ・ 以前に、地域貢献で企業がやる場合もあるので事業者も入るという議論をした。検討会の共通認識では事業者も含めていて、事業者が企業としての活動で行うものも出てくるかもしれないし、地域貢献ということで、利益は度外視して別枠で行う活動もあると議論をした。
- ・ 何かする時に、技術力や知識など事業者に頼らなければならない部分もある。市民はアイデアを出せるが技術は持っていないので、それを助けるために事業者は利益無視でやってくれるのか。経費はかかるので、その時は予算を組まなければならない。
- ・ (事務局) 経費として見たら、その時点で実質的に地域貢献ではない。その経費を行政から公金として払うという意味か。税の軽減や補助金を公金として払うという意味か。
- ・ 材料代とか、物を使って何かする場合に、業者はそれを購入しなければいけない。
- ・ 資材予算のほかに、事業をやるのは誰かという話か。
- ・ 事業者はボランティアではないので従業員にお金を払わなければならない。経営者としての利益は取らないという慈善事業という前提上での話であるが。NPOも同じはず。その枠が現在の条件額の30万円で頭打ちなのか。1000万、1億かかったとしても、目玉になる事業なら進めればいい。
- ・ (事務局) 1つの事業を興した時にコストがかかるので、その部分に対する補填として位置付けている。組織の構成員にお給料を払うためではなく、例えば、外部から人を呼んで

きた時の謝礼などについて支払われる。事業費としての位置付けなので、人件費としての考え方は持っていない。

- それでは 30 万円の上限ではできないということだ。
- (事務局) 上限金額の話と人件費を払わなければいけないという話は、別の問題である。
- しかし、人件費は必要だというのが協働としての考え方ではなかったか。一般的な給料に当たる程のものではなくても、協働事業をする場合に、最低の労賃みたいなものとして人件費が必要だということだ。
- 30 万円というのは、地域のつながり推進課から市民活動推進の補助事業としてではなく、市が行っている色々な部署の事業を委託のように事業費を出すということだ。それをこちらや NPO センターでつないで、事業者でも市民活動団体でも、事業部署からその事業の予算をもらうという形はあると思う。
- (事務局) 協働事業というよりは、市が行っている民間企業に対しての事業の対象に NPO を含めるということで、それについては人件費も含まれる。
- ただ、そういうことが今はできないので過去に悔しい思いをされた実体験があるというお話が検討会の 1 回目からあった。今、市の事業は委託やプロポーザルなど、市民団体が手を挙げにくい状況なので、市民活動団体が手を挙げたら加点されたり少し優先されるような制度を作りたい、という議論があったと思う。
- それが条例の狙いの 1 つだ。
- その窓口はここだということがわかるようにしたい。
- 指針の 11 ページの協働に向けてという部分で「定期的に見直し市の予算を新たな協働事業に充てていきます」、12 ページには「市の事業について、協働の可能性について検討を行い、積極的に提案していきます」とある。具体的にどうするかは書かれていないが、書いてあるということは何らかの方法でやるということだろう。
- (事務局) その方法について今後、詰めていく。
- そこまではまだ、ここには書けないと思う。
- 書いてないということではなく、具体的に一般の市民に説明する時、若しくは関心を持ってもらう時には、どこかに設置しますということだけでもきちんと言えた方がいい。どうできるのかわからないと、あまり説得力が無いと思う。
- 一生懸命提案して指針に載せてもらったということは確認できた。
- どんな腹積もりなのか、ということを知りたいのでは。施策を見ると、NPO センターと重なることが多い。会議と NPO センターとの違いは何なのか。NPO センターに相談すれば、色々な所に繋いでもらえるのか。NPO センターではなく、会議の方に繋いだ方がいいのか。そのあたりをこれから作っていくとしても、どう考えているのかを説明できれば、具体的にこんなことやってみようかなと考えやすくなる。
- そのあたりを含めてもう少し詳しく具体的にどうしていくのかを、この後の委員会で検討するのではないか。市民活動もしやすく、市の方でも守らなければいけないルールがある中で、上手くできるのかを調整して行く場なのではないか。
- この指針は何なのか、どの順番でやるのかと聞いたのはそういうことだ。少なくとも全部に対して、こういうやり方で対応するというつもりがあるのならば、準備しておかなければ

ればならない。それを把握しておくことは、次の動きのための準備としてはかなり重要である。

- 施策に対しても、ある程度は意見を言えるのか。
- (事務局) 条例第6条の委員会の中で、具体的施策をどう進めていくか議論する。委員会の中で話合ったことを、どうアウトプットするか決める必要があるという話ではないか。
- 窓口のことや、市民活動センター、NPOセンターと重なる部分はどうするのかなど、そのあたりを決めていきたい。
- (事務局) 市役所に窓口がある方がいいのか、中間支援的組織がいいのか、議論が必要のところだ。そのような機能が必要だということは感じている。きちんと機能させていくためには、どういう立ち位置で作った方がいいか議論を進めていきたい。
- それはサポートセンターのクオリティ次第だ。横須賀市は、直系で委嘱していく協働事業、提案事業などは市が窓口だ。
- (事務局) テーブルだけ作って、後はお互いで調整してくださいというやり方はよくある。それで十分かどうかという議論もあるので、次に進めるべき議論なのだろう。
- その事業によっても違うし、元々できている関係性があるかないかとか、後はどれだけの支援が必要なのかというところにもよる。
- 今は委嘱・委託の状態が把握できていない。現状把握して、課題を出して、どういう制度が必要か考える。早く調査しないと動けないところが多いと思う。
- 本当は市民側の色々なニーズを把握するのがNPOセンターだと思う。NPOセンターがきちんとニーズを行政に伝えるべきだが、NPOセンターが機能しない時は誰がチェックするのか曖昧だ。
- 意外とわかっていない状態でPRすることになる。条例は確かにPRしやすいが、その次は何だと聞かれると意外と自信がない。
- 今後も、事業そのものは提案制度で進めて行くやり方となるのか。
- (事務局) 提案制度自体もこの指針の中に位置付けている。条例と指針ができれば、地域のつながり推進課の事業は、指針のどこかに位置付けて進めていく。提案制度で進めていくかどうか、指針の改変も含めて検討していくことを考えている。
- 提案制度の事業もあるが、それ以外の事業については、市から事業者も含めて応募しませんかと逆に提案していくのか。
- 担当課側から、市民にお願いできる団体はありませんかと言えるのが1番理想的だ。そのためには、市側が市民と付き合いしていくノウハウを意識して持てるかどうかと、市民団体は信用できる状態かということの担保が必要だ。それを保証制度で、しっかりできる団体だと身分保証して市に持っていき、市側も単純に事業者に入札させるのではなく、市民活動団体を優先するようにしていかななくてはいけない。
- 条例、指針ができて、既存の他の条例や取扱い要領など様々なものをこの条例に合わせて変えていき、そのような事業が成り立ちやすい環境を市が積極的に作っていくことだと思う。

- ・ 川崎などでは、行政としては無償の協働事業がたくさんある。それ以外に 1000 万円、2000 万円の事業もある。これが毎年審査されながら改訂している。そういう形も可能かと思う。
- ・ (事務局) アウトプットは様々なものが考えられる。ジャッジの位置付けをどこに作るのか、中間支援組織か、市のどこかの部署にするのかは進めて行くべき大切な議論だ。ジャッジを行うところが必要だということは、皆さんの共通認識だと思う。
- ・ 先ほどのまちづくりをどう表現するかの問題もある。この条例の名称を使えばいいのではないか。
- ・ この図も、個人的にはわかりにくいと思っている。もっとわかりやすくないか。
- ・ 財政支援に関して「市民から、NPO法人への寄付を促進します。」とあるが、行政に促進できる部門があるのか。寄付を民間から集める相談を請け負うということか。
- ・ (事務局) 既存の市の指定NPO法人制度のことを書いている。市民からの寄付を促進するもの。
- ・ 市民からの寄付を促進できる部門があるのか。自分の団体では寄付を頼もうと思っている。ある財団では毎年2月頃、何億というお金を出してくる。活動に対してもらえる寄付がどこかにないかと自分たちでホームページを見て探し回っている。寄付金を促進しますというのは、市の窓口でこういうところがありますと教えていただけなのか。
- ・ (事務局) それは施策の情報提供の部分である。企業や財団が市民活動に対しての助成金制度を持っているところがある。鎌倉市の補助金にこだわらず、団体は色々なところから補助を受けられるが、1つの団体で色々な情報を探すのは大変なので、情報を提供できるような支援は必要だということが施策のウの部分となる。
今、NPOセンターも助成金情報をホームページに載せているが、そういうところを充実させるイメージだ。
- ・ パソコンの教室をやっている人のために、ソフトを安く提供するNPOがあり、OSやソフトを非常に安く提供してもらっているが、そういうものを見つけてなんとか運営している。そのようなメリットのあるものを積極的に調べてPRし応援していただく、ということはないのか。
- ・ その仕事は中間支援組織の基本的な仕事だ。NPOセンターの基本のきだ。応援していただくとはというのは市からということか。
- ・ 指針の中で謳っているのが行政の施策としてやるのではないのか。中間支援組織に仕事を投げたのか。
- ・ 中間支援組織などができるように、という話ではないか。実際にNPOセンターにお金を出しているのは鎌倉市役所だ。鎌倉市役所が指定管理として指定している。
- ・ 実際に作業するのは運営会議やNPOセンターかもしれない。それをここにやらせています、ということか。
- ・ (事務局) 基本的には市の施策だが、市の職員が直接やる場合も外部に委託する場合もある。現状は、NPOセンターの指定管理の中で、そのような業務も契約に入っている。NPOセンターが市の指定管理を受けて行っている仕事の中で、既に進められていることだ。

- 例えの話で、そういう情報を一団体がホームページを探し回っているということだ。
- (事務局) NPOセンターは市の指定管理を受けて、情報収集して団体に情報を流す仕事をするべき立場だ。指針に載っているこの施策は、今もNPOセンターが充分ではないかもしれないが行っている業務と言える。
- 各団体が、自分で情報を取りにいかねばいけないのかという質問に対しては、NPOセンターに聞くのが正しいということか。
内容の話ではないが、現実的にはどれくらいのスパンで指針は改訂していけるのか。
- (事務局) 作った時から改訂を想定しているわけではないので、まずは今ある中で優先度の高いものを実行に移し、実際に動かしてみて現実に合っていないものがあれば、見直ししていく必要はある。
- 委員会が立ち上って議論して、そこで挙がった議題が指針に反映していくのは、どれくらいのスケジュール感なのか教えていただきたい。1年程度なのか。
- (事務局) 1年では短い方だと思う。市の他の計画なども何年単位かで取組んでいる。
- 横浜の協働条例は、3年で見直しをしている。
- 今回は見直しの規定をあえて決めていないので、それを上手く利用できるという。今は盛りだくさんで載せているので、おそらく簡単に短期間ではできないという心配があるが、委員会で事業の進み具合を確認したり、必要な見直しをしていくことになる。
- 社会の仕組みが変わるのが早いので、3年前と今とでは相当に違う。3年スパンで変えられないとなると、指針にした意味がなくなってしまうのではないか。
- (事務局) これまでの議論では、最初から1年毎や3年毎に見直しをすると決めると規定で縛られてしまうので、それで取って条例の中に書かずに、指針の中で常に協議しながら動かしていくという組み立てにしている。
- 変えやすいものと、絶対変えないものがありそうだ。レベルの差がすごくあるので、これだけのものを動かしていくのは大変だ。
- (事務局) 今日の議題について、色々な活動を紹介するならば情報を集める。今日の話なるべく早めにNPOセンターの担当者に伝えて詰めていく。
- 提案だが、できれば10個ぐらい事例があると良い。条例ができたのですごく良くなった事例が10個ぐらいあれば、鯖江市のJK委員会のようにどこかのメディアが取り上げると思う。条例制定から何か月かの間でしかできないPRなので準備しておきたい。
- 条例ができたらできそうだという予測の成果も含めていいと思う。
- (事務局) フェスティバルの方は条例によってできそうなことを出すようにする。市民や団体からの要望も集めるようにする。
- 最後に、先ほどの「まちづくり」について1つアイデアを出すので意見をいただきたい。指針15ページの条例の下「自分たちのまちのために自ら行動する鎌倉のまちづくり」を「課題を解決し、市民生活が豊かな鎌倉のまちをつくる」としたらどうか。まちづくり条例の目的と比較すると、課題があって解決するというのが1つのキーポイントだと思う。皆さんもアイデアやご意見があったら、事務局に寄せていただいて、ブラッシュアップしていただければと思う。